

第二次

坂井市教育振興 基本計画

2021



2030

坂井市教育委員会

第二次坂井市教育振興基本計画

目次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 計画の基本的事項 | 1 |
| 第2章 | 基本構想 | 4 |
| 第3章 | 基本計画 | |
| 1 | 就学前教育の充実 | |
| (1) | 幼児教育の推進 | 9 |
| 2 | 義務教育の充実 | |
| (1) | 確かな学力を育む教育の推進 | 11 |
| (2) | 豊かな心を育む教育の推進 | 14 |
| (3) | 健やかな体を育む教育の推進 | 17 |
| (4) | 社会の変化に対応した教育の推進 | 20 |
| (5) | 地域の特性を生かした学校づくりの推進 | 23 |
| (6) | 特別支援教育の推進 | 25 |
| (7) | 教職員の資質向上 | 28 |
| (8) | 社会の変化などに対応した学校施設などの整備 | 30 |
| 3 | 青少年の健全育成 | |
| (1) | 次代を担う青少年の健全育成 | 32 |
| (2) | 子どものための家庭および地域における教育力の向上 | 35 |
| 4 | 生涯学習の充実と環境整備 | |
| (1) | 社会情勢に対応した生涯学習の推進 | 37 |
| (2) | 魅力と活力ある地域づくりの推進 | 39 |
| (3) | 図書館運営の充実 | 41 |

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 5 | 文化・芸術の振興 | |
| | (1) 文化芸術活動の支援・育成 | 45 |
| 6 | 歴史的資源の継承と活用 | |
| | (1) 郷土の歴史を尊重する心の育成 | 48 |
| | (2) 文化財の保存と活用 | 50 |
| 7 | 生涯スポーツのまちづくり | |
| | (1) 市民参加型生涯スポーツの推進 | 54 |
| | (2) トップアスリート・チームの育成と支援 | 57 |
| | (3) スポーツツーリズムによる交流人口の拡大 | 59 |
| | (4) スポーツ施設の充実 | 61 |
| | 資料編 | 63 |



第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

本市を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・超高齢社会の進行、グローバル化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、様々な面において大きく変化しています。こうした状況の変化により、市民意識も個性を重視する傾向が強まり、ライフスタイルも多様化してきました。

このような時代背景は、子どもたちの教育を取り巻く状況にも大きく影響を与えています。児童生徒数の減少、学力や体力の問題、規範意識や社会性の希薄化、いじめや不登校の問題など、多くの課題があります。また、スマートフォンやゲーム機など様々なインターネット接続機器が普及し、AIやビッグデータの活用など、技術革新も急激に進捗する中において、子どもたちが柔軟に対応する力や、多様な視点を持つ力、協働する力、目標に向かって挑戦する力などを身につけ、生き生きと活躍していくために、教育の力の果たす役割はますます重要となっています。

一方、国においては、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」（平成30年度～令和4年度）が策定され、福井県においても、令和2年3月に「福井県教育振興基本計画」（令和2年度～6年度）が策定されました。また、本市の新たなまちづくりの指針となる「第二次坂井市総合計画」も令和2年3月に策定され、「学ぶ意欲を支えるまちづくり」の実現を目指し、施策展開が図られることとなります。

市教育委員会では、これら計画の策定を機として、国および県の計画を参酌し、教育分野において市が取り組むべき基本的な計画を策定することにより、学校教育をはじめ、家庭や地域における教育、生涯学習、歴史・文化芸術、スポーツの各分野における市が目指す施策展開を明らかにするため、「第二次坂井市教育振興基本計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

- (1) この計画における基本構想は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条の3に規定する大綱として、また、基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として位置づけ、本市の教育行政推進の基本となるものです。
- (2) 本計画は、坂井市総合計画の教育分野の活動計画であり、教育分野以外の各種施策と整合性を保ちながら、事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画は、教育行政推進の過程において、社会情勢の変化への対応など、変更する必要がある場合は、弾力的に運用するものです。
- (4) 本計画は、計画の中で示す各種施策に対して、市民の理解と協力の下、積極的な参加を期待するものです。また、国・県においては、積極的な協力・支援を期待します。

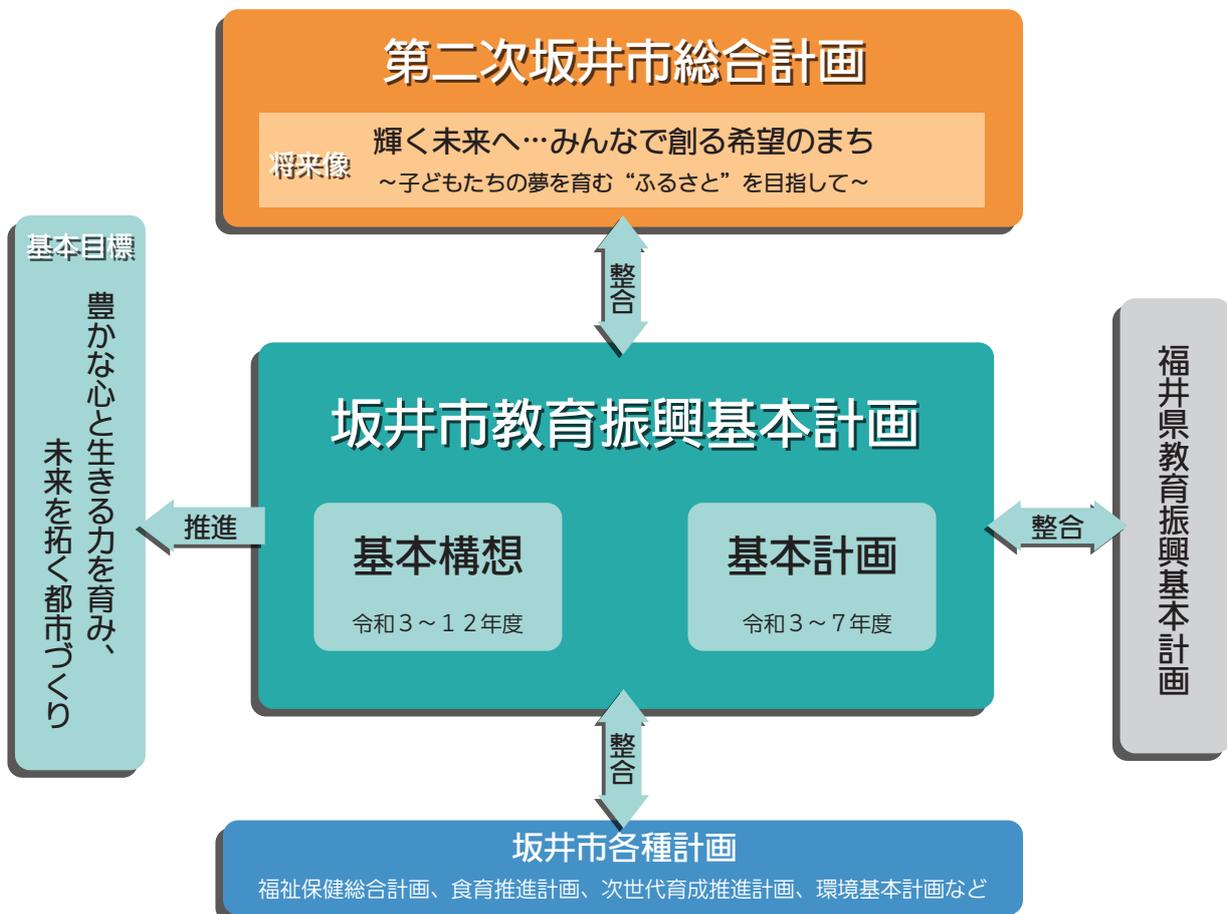
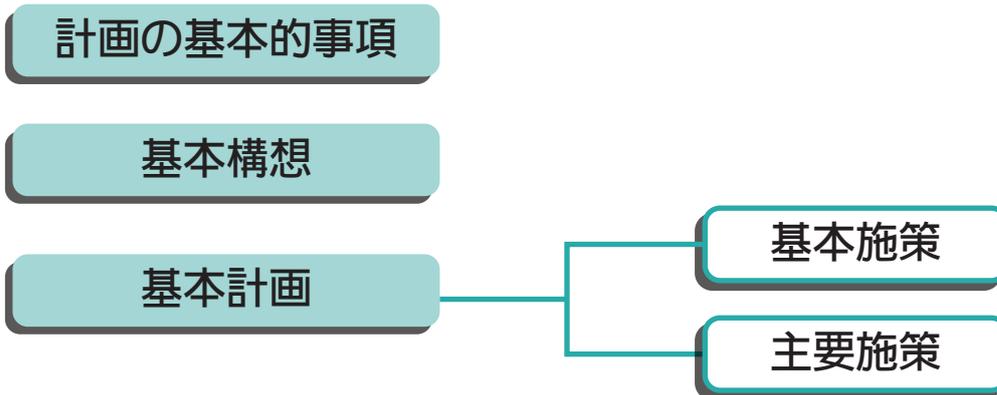
3 計画の期間

この計画は、坂井市総合計画との整合性を図るため、令和12年度までの10年先を見通した本市における教育の目指す姿と、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組むべき施策について示すものです。



4 計画の構成

構成



第2章

基本構想

1 教育を取り巻く現状

(1) 少子高齢化の進行

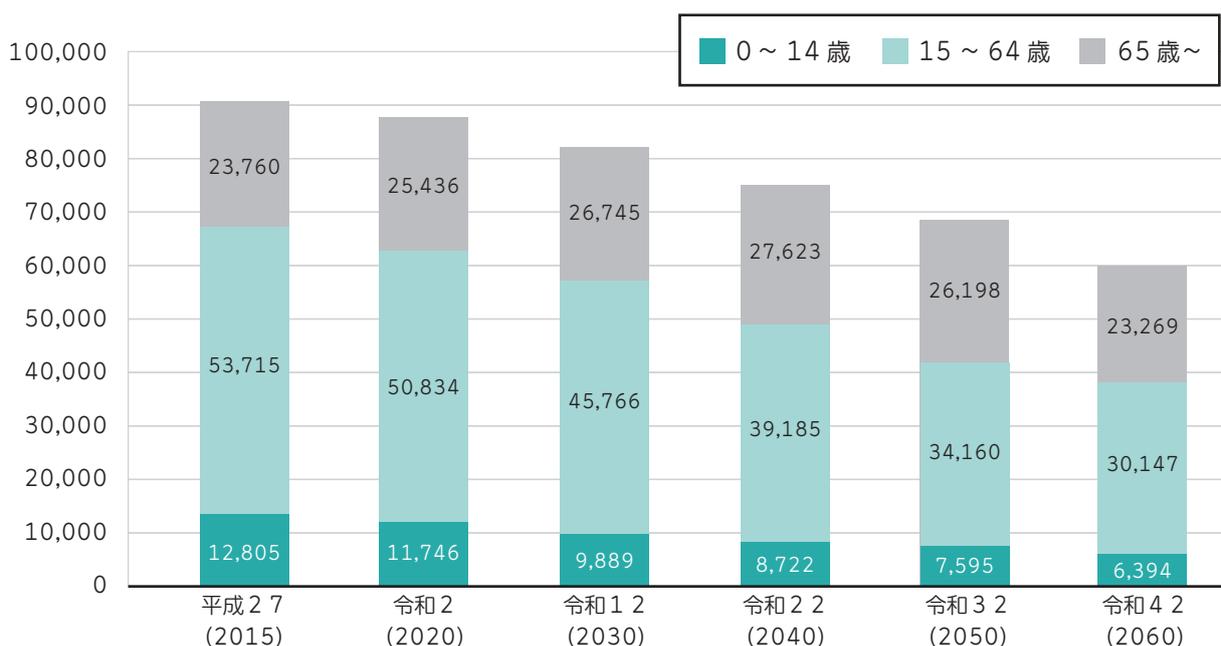
本市の将来人口推計によると、総人口は平成17(2005)年にピークを迎え、その後は減少に転じ、その傾向は今後も続くものと見込まれています。その中でも0歳から14歳までの年少人口は、令和2(2020)年から令和12(2030)年までの10年間で2,000人弱減少することが予想されています。

また、児童生徒数においては、令和2(2020)年から令和8(2026)年にかけて1,000人余りの減少が予測され、今後小規模な小・中学校が増加することも予想されます。

このような現状の中、本計画に基づき教育行政を推進し、本市教育のさらなる質の向上を目指すことで、子どもを安心して学校に預けられる、子育てしやすい環境を整えることが必要です。年少人口の減少が見込まれる今後においては、一人一人の子どもたちの教育に社会を挙げて取り組んでいく必要があります。

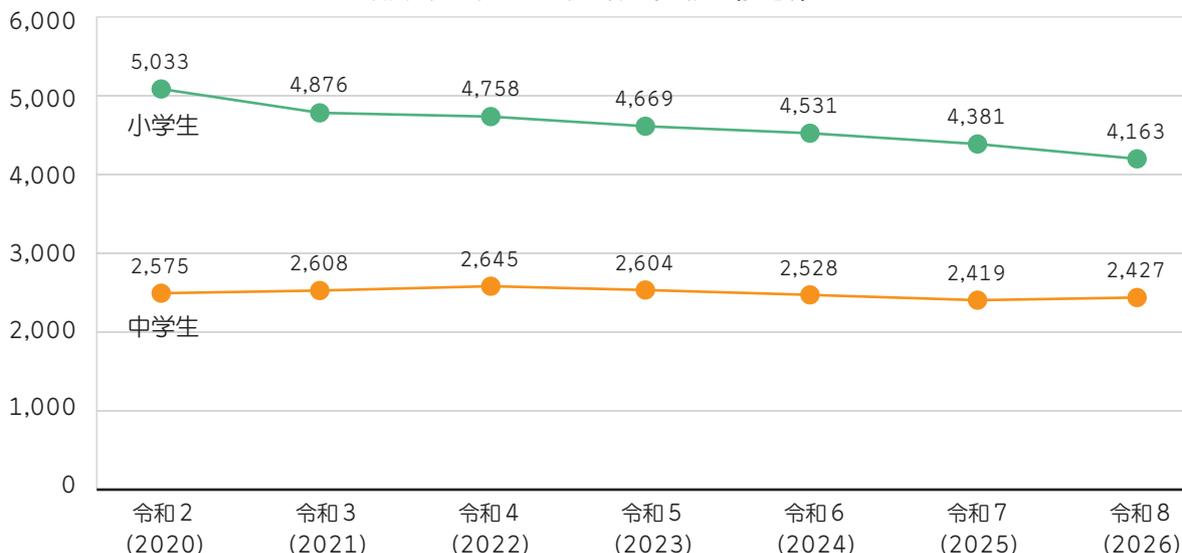
併せて、豊富な経験や知識・技能を持ち、量的にも拡大していく高齢者層が地域活動や経済活動における有力な担い手となっていくことも重要な視点です。今後、教育活動においても、高齢者の学習・文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりと高齢者のマンパワーとしての人材活用が期待されます。

坂井市の人口将来推定値



【出典】坂井市人口ビジョン(令和2年3月)

坂井市の児童生徒数の推移（推計）



（2）グローバル化の進展

情報通信技術の進展や交通手段の発達、市場の国際的な開放などにより、人・物・情報など、国を越えた移動が活発化しています。本市においても、アジア諸国をはじめとする外国人観光客や在留外国人の増加などにより、市民と外国人が日常的に接する機会が増加するなど、グローバル化が急速に進展しています。

こうした中で、外国に関する知識や異なる文化・歴史・習慣を理解するとともに、幅広いコミュニケーション能力を習得することにより、自国の文化、歴史、習慣について積極的に発信する異文化との交流は、国際的な相互理解を深めていくこととなります。

子どもたちは、世界規模で激変する時代を迎え、国際的に活躍できる人材となるため、柔軟に対応する力や異なった価値観を理解し認め合う力、自立した行動ができる力を養うことがさらに必要となっています。

（3）急速な高度情報化の進展

令和12（2030）年頃には、IoT^{*1}やビッグデータ^{*2}、人工知能（AI）などの技術革新が進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0^{*3}）の到来が予想されます。

こうした中、現在の子どもたちを取り巻く状況については、スマートフォン、タブレット端末、SNSなどの急速な普及が進み、様々な分野においてこれらを活用した新たなサービスが創出されたことにより、私たちのライフスタイルは大きく変化しています。

このような変化の激しい社会を生き抜くため、これからはICTの活用ができる基盤とな

る能力を育成し、新たな価値観を創造できる人材育成が必要となります。

一方で、SNSを通じた犯罪に巻き込まれる事案やネット上のいじめ、ネット依存などの懸念もあり、一層の情報モラルの向上や関係機関の連携も必要となっています。

(4) 家庭環境や地域社会の変化

都市化や過疎化の進行、世帯構造の変化、価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、人と人の関わりが希薄化し、地域の人々と関わる機会が減少する社会に変容しています。

家庭の状況に目を向けると、三世帯世帯の割合は年々低下し、核家族世帯の割合が上昇傾向にあります。また、地域の人々と関わる機会が減少することによる、地域コミュニティの希薄化が進み、セーフティーネットの機能が失われることも懸念されています。

このような中でこそ、人と人とのつながりを生かした地域づくりを一段と進めていく必要があります。市民が主体的・自主的にまちづくりに参画することが、より豊かな地域社会の形成につながります。そのためには、規範意識や人間関係を築く力を高める教育が重要となってきます。

エスディーゼーズ

(5) SDGsの視点に基づく施策展開

SDGsとは、平成27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。令和12(2030)年を期限とし、地球環境や気候変動に配慮しつつ、持続可能な暮らしや社会の実現に国際社会全体が目指すべき17の開発目標のことであり、先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者など、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現のため、広範な課題に取り組むこととされています。

本市においては、第二次坂井市総合計画の施策において、SDGs施策体系を整理し、取り組みを行うこととしています。教育分野についても17あるSDGsの目標の一つであり、「質の高い教育をみんなに」をゴールとして、「すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」ための取り組みが求められています。

※1 IoT

家電や自動車といった「モノ」をインターネットに接続する技術。(=Internet of things)

※2 ビッグデータ

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータ。

※3 超スマート社会

AIやロボットの働きによって、あらゆる人が快適に暮らせる社会。

2 目指すべき人間像

多様な人間の人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人

地域の一員としての自覚を持ち、社会や地域に貢献をする人

自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人

ふるさとや自然を愛し、地域の文化や伝統を大切にする人

「教育は、学校、家庭および地域社会がそれぞれの役割の中で責任を果たし、連携して行うものである」との認識に立って、全ての市民が教育活動に参加することを目指します。

3 教育の基本目標

「豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く都市づくり」

－ 人の心は、人を支え、人を育てる －

将来にわたって夢と希望にあふれる地域社会を実現するためには、人づくりが何より重要であり、子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるよう、感情豊かな人格形成のための支援、グローバル化や情報化の進展に対応できる人材の育成など教育環境の整備に取り組みます。

また、生涯学習や生涯スポーツの推進に取り組むとともに、地域固有の歴史や文化、芸術などを守り育てる心の醸成に取り組み、次世代に引き継ぎます。

- 基本目標 1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進
- 基本目標 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 基本目標 3 最適な教育環境の整備
- 基本目標 4 多彩な学習機会の提供と創造
- 基本目標 5 豊かな生活を楽しむための文化の振興
- 基本目標 6 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興



第3章

基本計画

1 就学前教育の充実

1-1 幼児教育の推進

現況と課題

幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は子どものその後の生き方を大きく左右する重要な役割を担っています。

本市では、これまで集団生活の中で基本的な生活習慣や態度、活動意欲、豊かな心情や思考力などを養う幼児教育に取り組んできました。

また、質の高い教育と保育を提供するために、平成26(2014)年4月から保育所と幼稚園を一体化した幼保園・保育所の再編や認定こども園の新設を進め、平成28(2016)年度にはすべての市立幼稚園が幼保園に移行し、ハード・ソフト両面の充実を図りました。

さらに、幼保園・幼稚園・保育園(所)・認定こども園から小学校へ入学する際の環境の変化の影響を少しでも緩和し、小学校生活への円滑な接続を図るため、毎年小学校区ごとに、小学1年生の担任と各園の5歳児の担任が情報交換をしながらカリキュラムを作成するなど、教育活動の連携に取り組み、保幼小連携に対して一定の成果を上げてきました。

しかしながら、平成29(2017)年3月に同時改訂された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および小学校学習指導要領では、これまで以上に保幼小連携を強化し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を連続性と一貫性をもって図ることの重要性が示されました。さらに、これを受けて平成31(2019)年3月には「福井県保幼小接続カリキュラム※」が改訂され、「連携」から「接続」へ網の目のようにつないでいくことが必要とされています。

このことから、地域や園・学校の実態を踏まえながら、保幼小接続のより一層の強化を図る必要があります。

また、保護者の多様な家庭教育や子育て支援ニーズが高まる中、子どもと保護者の安定した関係に配慮しながら、保護者に寄り添った支援を行うことが重要となっています。このため、保育者に対し随時指導・助言を行うほか、専門性や人間性を高める研修を推進して、人材育成や保育の資質向上を図ることが必要です。

※ 福井県保幼小接続カリキュラム

「接続カリキュラム」とは、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムのことで、幼児期と児童期の「学び」をつなぐもの。福井県では、平成27年3月に子どもの学びの連続性を保障するものとして、5歳児と小学1年生の2年間に焦点をあてた接続カリキュラム「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム-学びに向かう力を育む-」を策定し、平成27年度から県下全ての小学校で実践。平成31年3月に、従来のカリキュラムに3・4歳児の部分を追加し、子どもの育ちのプロセスが見えるものとして、改訂版「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム-学びに向かう力を発揮する-」を作成した。

基本計画

基本施策

(1) 保・幼・小の連携の推進

小学校生活への円滑な接続を図るため、幼保園、幼稚園、保育園（所）、認定こども園と小学校が情報を共有できるような関係づくりを構築し支援します。また、各小学校区の小学1年生担任と園の5歳児担任が保幼小接続カリキュラムを活用して連携・交流を図ることを推進します。

(2) 保育者の資質向上の推進

指導主事が幼保園、幼稚園、保育園（所）、認定こども園を訪問し、保育者への助言や指導を行うほか、県が主催する研修への参加や園内研修を推進し、人材育成や保育の資質向上を図ります。また、就学に対する助言・指導を行います。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-------------|---|
| 保・幼・小連携の推進 | 各小学校区の小学1年生担任と園の5歳児担任による「接続推進計画」の作成を支援するとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るカリキュラムの編成・実施など、相互の連携を推進します。 |
| 保育者の資質向上の推進 | 幼児教育の充実と保育者の資質向上を図るため、研修や園内研修を推進します。 |



▲保・幼・小連携事業（なかよしディスクゴルフ）

2 義務教育の充実

2-1 確かな学力を育む教育の推進

現況と課題

これまでの全国学力・学習状況調査^{※1}および市学力調査の結果から、本市の子どもたちの良好な点として、失敗を恐れなくて挑戦し、難しい問題でも分かるようになるまで考える粘り強さがあること、また、目当てをもち、主体的に学習に取り組む姿勢が培われていることが明らかになりました。

一方で、筋道を立てて物事を考えたり、相手に分かりやすく伝えるために表現したりする力、学んだことを生かしながら問題を解決する力が不足しているなどの課題がみられます。

これらの課題に対応するために、自ら課題を発見し、他と協働して論理的に解決する過程を大切にされた教育活動を展開し、主体的・対話的で深い学び^{※2}を実現させる授業改善を継続していく必要があります。また、各教科で学んだことを総合的に活用しながら、自らの学びを実感できる社会体験や自然体験の場を地域の資源を活用して組み込むなど、横断的な教育課程編成上の創意工夫が必要です。加えて、義務教育9年間の学びが系統的に積み重なるよう、小中学校の積極的な連携も非常に重要です。

また、このような教育活動の主役は児童生徒一人一人であり、多様な個の学びを保障するためにチーム・ティーチング(TT)^{※3}や少人数指導などの指導体制の工夫とともに、学級サポーター^{※4}の配置拡充など、個に応じた学習支援体制の充実がより一層求められています。

さらに、家庭におけるスマートフォンなどの普及に伴い、インターネット利用の低年齢化と長時間化が進む傾向にあり、生活習慣の乱れや体調不良などが社会的問題となっています。このような状況の中で、学校と保護者、関係機関、地域社会との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みが必要です。

※1 全国学力・学習状況調査

平成19(2007)年度から日本全国の小中学校の最高学年(小学6年生、中学3年生)全員を対象として行われる調査。学力を問う問題だけでなく、児童生徒の学習・生活環境のアンケート調査も行う。

※2 主体的・対話的で深い学び

子どもたちが生涯にわたり能動的に学び続けるようにすることを目的とし、そのために必要な資質と能力を身に付けられるよう、主体的な学び・対話的な学び・深い学びの視点から学習の質の向上を図ること。何を学ぶかだけでなく、どう学ぶか、という「学び方」も教えるよう定めている。

※3 チーム・ティーチング(TT)

特定の教科で学級の子どもの状況に応じて、例えば、主に授業を進める教員と児童生徒に個別に対応する教員が役割分担をして、子どもたちの個別の課題に応じたきめ細かく行き届いた指導を行うこと。

基本計画

※4 学級サポーター

児童生徒の生活面の補助、授業活動補助、安全対策補助などを行い、円滑な学級運営に当たること、また、気がかりな児童生徒への支援に当たることを目的とした支援員。各学校の実情に応じ配置している。

基本施策

(1) 考える授業の推進

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「考える授業」を通し、学習活動の質の向上を目指します。そのために各種学力調査結果などの分析を行い、児童生徒の実態や課題の把握を的確に行います。また、各学校における授業研究会^{※5}の活性化を支援するとともに、考えるツールとしてのICT活用を進めます。

(2) カリキュラム・マネジメント^{※6}の推進

各小中学校で、児童生徒や地域の実態を踏まえた教育課程の創意工夫が進められるよう支援します。また、小学校での児童の学びが中学校で活かされるよう、小中学校の連携を深め、一貫性のある指導が行えるよう支援します。

(3) 個に応じたきめ細やかな指導の推進

個に応じた指導を充実させるために、学級サポーターの拡充に努めます。また、児童生徒1人1台タブレット端末の活用法を工夫し、個別最適化された学びを支援します。

(4) 読書活動の推進

読む力（読書）はあらゆる学習の基盤であり、学習を支える重要な働きをしています。各校の読書活動を支援するとともに、児童生徒の知的好奇心を広げ、学ぶ意欲を高める情報センター^{※7}としての役割を担う学校図書館の充実に努めます。

(5) 家庭における学習習慣の確立

食や睡眠などの生活習慣や家庭学習に関する情報提供の充実に努め、学校と家庭が連携して望ましい学習習慣の確立を図られるよう支援します。

※5 授業研究会

授業における指導力向上を目指して行われている教職員研修の一形態。授業を共同参観し、その後の研究会などを通して、学習課程の構成および実際の指導展開に関する技術向上などを図る会。

※6 カリキュラム・マネジメント

学校教育目標の達成に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

※7 情報センター

子どもの主体的な学習活動を、豊富な資料と多様なメディアによって支えていく図書館のこと。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|------------------|--|
| 坂井市学力調査事業 | 小学校2～5年生全員を対象とした全国標準学力調査を実施し、その結果を事後の実践に活用します。 |
| 学級サポーター配置事業 | 児童生徒の学習状況を把握し、必要に応じて学級サポーターの拡充に努めます。 |
| 読書活動の推進 | 児童生徒の読書活動推進に向けて、蔵書の充実を図るとともに、図書館の環境整備と情報活用を支援します。 |
| 家庭における生活・学習習慣の確立 | 「早寝、早起き、朝ごはん」「スマートルール ^{※8} 」の家庭での定着を図るなど、生活・学習習慣の確立に向けた学校の啓発活動を支援します。 |

※8 スマートルール

福井県では「ふくいスマートルール」（インターネットを利用したSNSなどによるいじめや依存症などの生活習慣の乱れの未然防止のための、利用時間や利用方法などに関する方針）を策定しており、各学校では家庭と連携して学校独自・個人のスマートルールを定めて、インターネットの適正利用について考え、話し合い、実行することを推進する取り組みを行っている。

基本計画

2-2 豊かな心を育む教育の推進

現況と課題

教育の目指すものは「人格の形成」です。その意味でも、個人の能力を最大限伸ばし、自立した人間を育てるとともに、地域社会の構成員としての「人づくり」が公教育の使命だと言えます。

現在、大きく変化する社会環境に伴い、「人づくり」における「豊かな心の育成」が以前にも増して重要となっています。家庭や地域の教育に対する考え方が多様化し、異世代との触れ合いや豊かな自然体験、生活体験が不足する中で、どのように児童生徒の「人間関係形成力」や「自己有用感」など心の活力を高めるかが大きな課題となっています。

こうした課題に対応するため、道徳教育や特別活動の一層の充実が望まれます。道徳教育を通して児童生徒に規範意識、正義感、思いやりの心、自然に対する畏敬の心などを育み、道徳的心情や道徳的判断力、道徳的実践力を育成することが必要です。

また、特別活動の時間を通して、集団の一員として望ましい生活や人間関係を築こうとする態度を育てるとともに、自分の生き方についての考えが深められるようにすることが大切です。自分の強みや心の強さを引き出し、前向きな心や逆境に打ち勝つ力を育む取り組みを検討していくことも今後の課題です。

本市では、いじめを積極的に認知し早期対応できるよう取り組んでいます。令和元(2019)年5月に改訂された「坂井市いじめ防止基本方針」などに基づき、道徳教育や人権教育の推進によるいじめの未然防止や、アンケートや教育相談などによる早期発見および再発防止を含めた事案対応に努めています。

不登校については、全国的な傾向と同様に本市においても年々増加しています。本市では、平成30(2018)年度から全ての小中学校で「魅力ある学校づくり」を推進しており、児童生徒の声に寄り添い、授業や学校行事を見直すことで、「通うのが楽しい」学校を目指します。

これらの生徒指導に関する課題については、保幼小連携・小中連携により継続的に取り組むほか、家庭や関係機関などと連携し対応していきます。



▲魅力ある学校づくりを推進するためのパンフレット

基本施策

(1) 道徳教育の充実

児童生徒に望ましい生活習慣や規範意識、思いやりの心などを育てるため、創意工夫による「考え、議論する道徳」の授業の推進や体験活動の充実、家庭や地域との連携など、各校の取り組みを支援します。

(2) 特別活動の充実

異学年間の活動や地域の人々との交流、さらには連合運動会や連合音楽会、自然教室など、他と関わる活動を行っていく中で、互いに「認め合い、助け合い、励まし合う」豊かな人間性の育成に取り組みます。

(3) 人権教育の充実

児童生徒がいじめや差別などの様々な人権に関する問題に対して考え、正しく適切に行動できるように、人権意識・人権感覚を育成するなど、人権教育の充実に向けた支援を行います。

(4) 魅力ある学校づくりの推進

児童生徒の意識調査を基に授業や学校行事を見直し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高めることにより、不登校の未然防止につながるよう支援します。

(5) 生徒指導・教育相談の充実

全ての児童生徒にとって「通うのが楽しい学校」となるよう、児童生徒が抱える様々な問題に迅速・適切に対応できるよう関係機関と連携を取りながら、生徒指導と教育相談体制の充実に向けて支援します。

(6) 小中連携教育の推進

小学校から中学校に入学する際の「中1ギャップ」と呼ばれる急激な学校生活環境の変化により、様々な問題が発生することがあります。このことに起因する不適応を克服するため、義務教育9年間を見通した学習指導や生徒指導などの円滑な接続と一体性のある教育活動が実現できるよう指導・支援を行います。

基本計画

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|----------------|---|
| 道徳教育の充実 | 児童生徒が生命を大切にする心や思いやる心、善悪の判断など「特別の教科 道徳」の趣旨や理念の実現を図るため、各校における研究・研修を支援するとともに、道徳教育に関する情報提供を行います。 |
| ふれあい学習・体験学習の充実 | 連合運動会や連合音楽会を開催し、市内各小学校児童間の交流を促進するとともに、各校でのふれあいや体験学習の機会の充実に努めます。 |
| 人権教育の推進 | 各校で児童生徒の実態や地域の実情に即した人権教育全体計画を作成し、道徳での実践を含め、特別活動や各教科など、教育活動全体を通して人権教育を推進します。 |
| 魅力ある学校づくりの推進 | 「魅力ある学校づくり」に関する研修会などの充実に努め、各校における児童生徒の声に寄り添った取り組みの推進を指導・支援します。 |
| 教育相談活動の推進 | 家庭や関係機関との連携の下、気がかりな児童生徒についての理解・対応を適切に行い、いじめや不登校などの未然防止・初期対応・自立支援に向けて、不登校児童生徒支援会議と小中連携会議を実施し、さらに市教育支援センターや適応指導教室*の機能充実に努めます。 |
| 小中連携教育推進事業 | 小中学校間の円滑な接続を目指し、子どもたちの交流活動や学習指導・生徒指導などでの連携や移行支援の充実に支援します。 |

※ 適応指導教室

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別の施設で学習などの援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。通室する児童生徒は、学校への出席として扱われる。坂井市では平成23年度から「ステップスクールさかい」という名称で、市教育支援センター内に設置している。

1 就学前教育の充実
2 義務教育の充実
3 青少年の健全育成
4 生涯学習の充実と環境整備
5 芸術・文化の振興
6 歴史的資源の継承と活用
7 生涯スポーツのまちづくり
資料編

2-3 健やかな体を育む教育の推進

現況と課題

児童生徒の健やかな心身を育むには、健康への関心を高め、安全な生活を送るための実践力を養うことが必要です。また、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら取り組むことが大切です。

〔全国体力・運動能力、運動習慣等調査※〕の結果では、本県は連続して全国トップクラスにあり、本市の結果も全国・県平均を上回っていますが、近年、全体的に体力や運動能力の低下傾向が見られます。その原因としては、日常生活における身体活動の機会の減少などにより基礎的な体力や運動能力の低下や、運動する子どもとしない子どもの二極化が進んでいることなどが考えられます。このため、体育の授業において基礎的な身体能力の育成を図り、業間（休み時間）運動・体育クラブ活動・体育的行事を相互に関連させながら学校教育活動全体として効果的に取り組む必要があります。一方、中学校の運動部活動においては、生徒数の減少による存続問題や、教職員の働き方改革における課題なども懸念されており、従来の運営体制では維持が難しくなっています。

健康面においては、新型コロナウイルス感染症などの感染症予防について、科学的な根拠に基づく正しい知識を得られる環境を整え、児童生徒が新しい生活様式の中で自覚をもって自らと周りの命を守る行動ができるよう取り組みを継続していく必要があります。また、全国的にメンタル面の課題やアレルギー疾患などの身体疾患を有する児童生徒が年々増加する傾向にあり、本市においても同じような傾向が見られます。ライフスタイルの多様化による栄養の偏りや食習慣の乱れ、それらに起因する肥満や各種疾病の予防のために、これまでの保健管理や児童生徒への指導に加え、関係機関が協力し、発達段階に応じた食育を推進することも大切です。

安全面については、児童生徒が交通安全や防災・防犯に対する意識を高め、危機回避能力を養うことが必要です。各学校では交通安全教室の実施や様々な機会を通して防災・防犯教育を進めてきましたが、今後も学校が家庭や地域、関係機関と連携し、日常的に学校全体の危機管理意識を高め、児童生徒に対し自ら危険を回避し安全に行動できるよう指示していくことが大切です。併せて、学校施設の整備や不審者対策など、児童生徒を取り巻く環境をより安心・安全なものにすることが重要です。

※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

平成20（2008）年度から文部科学省が全国の小中学生を対象として実施している。この調査は、子どもたちの体力低下傾向が続く中で、その向上に役立てるためのもので、小学校5年生と中学校2年生を対象に、運動能力と生活・運動習慣について調査する。

基本計画

基本施策

(1) 学校体育の充実

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む学校体育の充実のため、児童生徒の能力に応じ、楽しみながら運動習慣を身に付ける体育学習の推進や休み時間などを利用した創意あふれる体育的活動の充実に支援します。

(2) 部活動などの支援

中学校の運動部活動について、生徒がスポーツを楽しむことにより運動習慣の確立やバランスのとれた心身の成長を図ることができるよう支援していきます。また、指導・運営に係る体制の在り方についても検討します。

(3) 学校保健の充実

児童生徒の多様化する心身の健康問題に適切に対応し、健康の保持増進や安全な生活に向けて主体的に考え、実践する児童生徒の育成を目指します。そのために、その中核となる養護教諭、保健主事をはじめ全教職員の研修の充実や校医を含めた関係機関との連携強化を推進します。

(4) 食育の推進

各学校で地域の食材や食文化を生かす食育の充実に向けた取り組みを支援するとともに、地産地消を通じて、食や農業漁業などへの理解と関心を高めていきます。また、食に関する指導や教育を、児童生徒の発達段階に合わせて栄養教諭や栄養士、教員、保護者で情報を共有しながら取り組んでいきます。

(5) 学校安全の推進

各学校の危機管理意識が日常的に高められるよう指導するとともに、児童生徒が自らの命を守る実践力を養う交通安全・防災・防犯教育を支援します。

1 就学前教育の
充実2 義務教育の
充実3 青少年の
健全育成4 生涯学習の
充実と環境整備5 芸術・文化の
振興6 歴史的資源の
継承と活用7 生涯スポーツの
まちづくり

資料編

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-------------|--|
| 学校体育の充実 | 児童生徒の主体的・協働的な体育学習を推進するとともに、自ら運動に親しみ、体力の向上を目指す児童生徒の育成に努めます。 |
| 中学校部活動支援事業 | 「設置する学校に係る部活動の方針」に基づき、実態に応じて部活動指導員や地域スポーツ指導者を配置するなどの支援を行います。 |
| 児童生徒の健康管理 | 校医・関係機関との連携を図り、児童生徒の疾病予防および疾病の早期発見に努めます。 |
| 学校保健委員会の活性化 | 健康教育の充実を図るために、中核組織としての学校保健委員会の活性化を支援します。 |
| 健康教室の充実 | 薬物の有害性や未成年者の喫煙や飲酒の害などについて正しい知識と態度を身に付けさせるため、警察や薬剤師などと連携して、計画的に健康教室を開催することを支援します。 |
| 食育の推進 | 地産地消に取り組み、児童生徒の食への理解と関心を高めていきます。また、食を取り巻く環境の変化に対応した指導や教育を発達段階に合わせて行います。 |
| 学校安全の推進 | 各学校が行う交通安全・防災・防犯教室について、関係機関と連携しながら支援と指導を行います。 |

基本計画

2-4 社会の変化に対応した教育の推進

現況と課題

I C Tの発展やグローバル化の進展により、社会情勢が目まぐるしく変化しており、これからの社会を生きていく子どもたちには多様な対応が求められています。また、家庭の経済格差が子どもの学力差や就職格差として現れる「格差の固定化」が社会の問題となっています。

グローバル化の対応として、市内小学校では独自に国際交流を推進している学校もあり、異文化を体験することによる国際理解教育を推進しています。また、外国語教育では小中高を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする力を身に付けさせることも重要です。

情報教育では、これから超スマート社会 (Society5.0)^{※1}を生きていく児童生徒に対し、「情報活用の実践力」や「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」「プログラミング的思考^{※2}」を育成していく必要があります。そのため、学校におけるI C T環境を整備するとともに、G I G Aスクール構想^{※3}による1人1台のタブレット端末を活用した「考える授業」の推進、発達段階に応じた指導のあり方を継続して検討していくことが求められます。また、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大予防のため、オンライン授業に対応できるI C T環境の整備も必要です。

キャリア教育についても、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる能力や態度を身に付けることが求められています。昨今の技術の進歩に伴い生産性が高まり、労働が軽減され、生活が便利になった反面、幼児期や小中学校の時期において、家庭での手伝いや地域での勤労体験が少なくなっており、働くことの喜びや感動、厳しさを感じにくくなってきている状況にあります。そこで、市内全中学校では、中学生の勤労観や職業観の育成および社会性を醸成するために、「職場体験学習」を実施しています。

また、S D G s (持続可能な開発目標)の実現を目指した教育の推進が求められており、教科を横断した活動の中で、環境や福祉などさまざまな課題を自らの問題としてとらえ、日常を見直すための学習機会を充実していく必要があります。

今後も学校の学習と社会を関連付けた教育を、家庭や地域と連携して進めていくことが大切です。

※1 超スマート社会 (Society5.0)

ロボットや人工知能 (A I)、ビッグデータ、I o T、新たなネットワーク技術、デバイス技術などを駆使した未来社会。

※2 プログラミング的思考

コンピュータやプログラミングの概念に基づいた問題解決型の思考。目的に到達するまでの手順を論理的に考えていく力のことで、社会生活の様々な場面で活用することができる。文部科学省は「時代を超えて普遍的に求められる力」としている。

※3 GIGAスクール構想

1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する5年間計画。

基本施策

(1) 国際理解教育の充実

広い視野に立ち、異文化を尊重し、異なる文化を持った人たちとも共に生きていくことのできる資質や能力の育成を目指した各校の創意あふれる活動を支援します。また、小学校において外国語が教科化されたことに伴い、一層の言語活動の充実を図るため、AET^{※4}派遣事業を継続します。

(2) ICTの活用と推進

GIGAスクール構想による1人1台端末を活用した学習への取組を推進するとともに、「誰一人取り残すことのない、個別最適化された学び」の実現を目指します。同時に、情報化社会の一員として守るべき情報モラルについての理解と実践を図ります。また、端末を有効に活用していくために、教員のICTスキルの向上に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症などの感染予防のための学校休業期間におけるオンライン授業などの活用について検討します。

(3) キャリア教育の充実

児童生徒が自らの力で「自分らしい生き方」を選択していくことができる力を身に付けられるよう、「働くこと」「社会の中で役割を果たすこと」についての意義を理解し、必要な意欲、態度や能力を育てるための計画的、系統的なキャリア教育が展開されるよう指導、支援します。

(4) SDGsの学習と活動の推進

人権・環境・貧困・平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人ひとりができることを考える学習を推進し、持続可能な社会を創造する担い手を育成します。

基本計画

※4 A E T (Assistant English Teacher)

小学校3～6年の外国語活動および外国語科の言語活動の支援のために、市費で派遣している英語指導助手。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-------------------|---|
| A E T 派遣事業 | 小学校3～6年児童の英会話の能力を育成するため、各小学校へのA E T 派遣事業を継続します |
| I C T の活用と推進 | G I G A スクール構想に対応した環境整備や教員へのI C T 活用能力の向上を図り、情報教育の推進・充実に努めます。また、新型コロナウイルス感染症などの感染予防のための学校休業期間におけるオンライン授業などの活用について検討します。 |
| キャリア教育の充実 | 中学生の「職場体験学習」を充実するとともに、小中学校を通じた系統的なキャリア教育を支援します。 |
| S D G s の学習と活動の推進 | S D G s を理解し、実践意欲を喚起するための学習活動、授業づくりを支援します。 |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



▲ S D G s の 1 7 の 目 標

1 就学前教育の
充実

2 義務教育の
充実

3 青少年の
健全育成

4 生涯学習の
充実と環境整備

5 芸術・文化の
振興

6 歴史的資源の
継承と活用

7 生涯スポーツの
まちづくり

資料編

2-5 地域の特性を生かした学校づくりの推進

現況と課題

児童生徒は、学校や家庭、地域社会など様々な環境から影響を受けながら、日々の生活を送っています。そのような状況の中で、未来にたくましく生きる人材を育成するためには、家庭や地域、各種団体などとの連携を強化することが重要です。

本市では、そのような視点に立ち、市内各校に「地域・学校協議会」を設置し、学校・家庭・地域の連携強化に取り組んでいます。そして、学校経営の方針・実情を積極的に情報公開するとともに、その活動等の評価についても、保護者をはじめ地域の方の評価も積極的に取り入れ、教育活動の活性化に生かす実践を展開しています。また、学校の授業や行事などの教育活動に保護者や地域の方が参加し、学校を支援する体制が進んでいます。今後は、このような取り組みをさらに充実させ、家庭・地域に根ざした学校づくりを推進していく必要があります。

また、本市には、県立高等学校が3校ありますが、いずれも前身校を含め歴史ある高校であり、「地元の高校」として地域に根づいた教育活動を行っています。伝統あるこれらの高等学校と小中学校が地域の特性を生かした交流を今後も継続していくことも大切です。

さらに、子どもたちの「シビックプライド※」を醸成していくために、自らの地域の課題などを改善する体験学習を実施し、ふるさとに誇りや愛着をもち、新たな活力を生み出す人材を育成していくことが必要です。今後も地域の方たちと連携しながら、ふるさとの自然・歴史・文化に触れる体験活動の機会を創出していくことが必要です。



▲教育用AIロボットを活用した探求学習



▲地域の人と協力しての田植え体験

※ シビックプライド

都市に対する市民の誇り。自分が市民として地域に生きる主人公だという誇り。

基本計画

基本施策

(1) 「地域と進める体験推進事業」の推進

ふるさとの自然・歴史・文化に触れる（見学・調査・美化）活動や地域の人たちと交流することを目的とした、「地域と進める体験推進事業」を継続し、地域の伝統的な行事や活動などへの積極的な参加を促進します。

(2) 小中校連携教育の推進

市内の高等学校と小中学校では、実習や部活動などを通して交流を行っています。各高等学校の特長や地域性を生かした小中学校との交流の継続・充実を支援します。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-------------------|---|
| 「地域と進める体験推進事業」の推進 | ふるさとの自然・歴史・文化に関する素材を教材として活用するとともに、各校において創意あふれる学習活動を推進します。 |
| 伝統行事・芸能ふれあい事業 | 校区に伝えられている行事への参加や、三味線、和太鼓など伝統芸能に関する各校の活動実践を推奨するとともに、その取り組みの充実に向けた支援を進めます。 |
| 小中高連携教育の推進 | 農業体験や部活動の連携など、高等学校の特長や地域性を生かした小中学校との交流・連携を推進します。 |

2-6 特別支援教育の推進

現況と課題

全国的に、特別支援教育や個別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。現在、本市においては全ての小中学校に特別支援学級が設置されており、通級による指導^{※1}も含め、児童生徒がそれぞれの特性に配慮した教育を受けられるよう多様な支援を行っています。特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対応した指導を行うため、支援会議を開き、関係機関などとの連携を図りながら支援内容を検討するなど、各校で校内支援体制を整えています。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮^{※2}の下、共に学ぶことができるインクルーシブ教育システム^{※3}構築の一層の推進に向け、教員に対する研修を各校で実施しています。今後さらに、児童生徒をはじめ保護者、地域社会への相互理解を促進する必要があります。

今後も、幼保園・幼稚園・保育園（所）・認定こども園から小学校、中学校へ、さらに高等学校へと一貫した指導・支援が引き継がれるように、移行時における支援体制の整備や関係機関とのネットワークの充実・整備をさらに推進していくことが求められます。

※1 通級による指導

通常の学級に在籍しながら個別的な特別支援教育を受けることのできる制度。

※2 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設でのバリアフリー化など。

※3 インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮のもと、できるだけ同じ場で共に学ぶことを追求する仕組みづくり

基本計画

基本施策

(1) 特別支援教育に関する教職員の研修の充実

多様化・複雑化する児童生徒の障がいなどを的確に把握し、個々の状況に応じた適切な指導・支援を充実させるため、特別支援教育コーディネーターをはじめ全教職員の研修を推進します。また、支援対象児童生徒への対応については、全教職員が共通理解をもち、連携してその実践が展開されるよう指導します。

(2) 教育相談体制・就学指導体制の充実

市教育支援委員会を中心に、幼保園・幼稚園・保育園（所）・認定こども園を含めた各種間や県特別支援教育センター、特別支援学校、医療機関などとの連携を強化します。そのネットワークの中で、支援が必要な児童生徒の状況や支援内容などについて共通理解を図るとともに、当該児童生徒の保護者への適切な教育相談・就学指導を展開します。

(3) 通常学級における個別支援の充実

通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の学習を個別に支援するとともに、同学級における学習活動が円滑に実施できるように、指導体制の充実を図ります。

(4) インクルーシブ教育システム構築の推進

インクルーシブ教育システムの構築を着実に推進するために、教職員の研修など、理解啓発の充実を図ります。また、児童生徒・保護者・地域社会への相互理解のための取り組みを充実します。

1 就学前教育の
充実2 義務教育の
充実3 青少年の
健全育成4 生涯学習の
充実と環境整備5 芸術・文化の
振興6 歴史的資源の
継承と活用7 生涯スポーツの
まちづくり

資料編

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|--------------------|---|
| 特別支援教育スキルアップ事業 | 気がかりな児童生徒に関する校内支援会議の充実を支援するとともに、他機関が開催する研修会への参加を促進するなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を目指します。 |
| 教育相談ネットワークの充実 | 各校において、児童生徒個々に応じた教育相談ネットワーク（県特別支援教育センター・特別支援学校・専門医・市教委など）を構築します。その連携の下、関係保護者への適切な教育相談・就学指導を展開します。 |
| インクルーシブ教育システム構築の推進 | インクルーシブ教育に関する児童生徒・保護者・地域社会への相互理解を促進します。また、障がいについて理解を深めるための学びの場を設けます。 |
| 学級サポーター配置事業 | 児童生徒の学習状況を把握し、必要に応じて学級サポーターの拡充に努めます。 |

基本計画

2-7 教職員の資質向上

現況と課題

児童生徒の教育に直接携わる教職員が、豊かな人間性や教養を身に付け、様々な経験を積むことは、教育に携わる上で極めて重要なことです。近年の学校教育は、時代背景や社会情勢の変化に伴う教育内容の変更や家庭環境や生活習慣に起因する子どもたちの学習意欲の低下、いじめや不登校など多くの課題を抱えており、それぞれへの対応が求められています。

今後、ベテラン教職員の大量退職に伴う新規採用により、若手教職員が増加していきます。これまでの経験に培われた教職員の授業技術の継承とともに、若手教職員の育成が重要となります。

さらに、児童生徒自身が抱える心の問題だけでなく、家庭環境等の問題に関わる教育相談業務や1人1台のタブレット端末を使用するICTを活用した授業を行うための教職員の支援を充実していく必要があります。

また、長時間勤務によって、教職員が常に疲れた状態では教育の質の低下を招くことにつながります。教職員は、心身ともに元気な状態で児童生徒と向き合うことが重要であり、授業の準備や教材研究の時間が確保されなければなりません。教職員の働き方改革は、教職員自身のためだけではなく児童生徒のためにも推進していく必要があります。

基本施策

(1) 教職員研修の充実

市教育研究会における教職員の資質向上に向けた活動への支援・助言を行います。特に、若手教職員に対して、授業や学級経営に関する相談、指導を現場に出向いて行うとともに自主研究グループの支援を行います。

また、福井県教育総合研究所などの外部機関との連携による研修を行います。

(2) 教職員の資質向上の推進

教職員の超過勤務時間を把握し、勤務状況を分析することにより業務の縮減に向けた指導・助言を行います。また、教職員のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調になることを未然に防止するとともに、教職員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります。

中学校の部活動に対して、部活動指導員などを配置することにより教職員の負担軽減を図ります。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|---------------------|--|
| 教職員研修充実事業 | 坂井市教育研究会における教職員の資質向上に向けた活動への支援・助言を行います。若手教職員に対して、授業や学級経営に関する相談・指導を現場に出向いて行います。また、若手の自主研究グループの支援を行います。 |
| 教職員の働き方改革の推進 | 教職員の超過勤務時間を把握し、勤務状況を分析することにより業務の縮減に向けた指導・助言を行います。教職員のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調になることを未然に防止するとともに、教職員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります。 |
| 学級サポーター・部活動支援員などの配置 | 気がかりな児童生徒が在籍する学校に、担任を補助する学級サポーターを配置します。また、中学校に部活動指導員などを配置し教職員の負担軽減を図ります。 |
| I C T 活用への支援 | I C T を活用した授業の実施に向けて、教職員が理解を深めるとともに学習に取り入れるための方策についての研修を推進します。 |



▲教職員を対象にした研修の様子

基本計画

2-8 社会の変化などに対応した学校施設などの整備

現況と課題

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育施設として重要な意義を持つため、発達段階に応じた安全で質の高い施設として整備する必要があります。

平成27(2015)年度をもって耐震補強工事は全て完了しましたが、施設の老朽化に伴う大規模改造工事が必要な学校がまだ残っている状況であり、今後も引き続き計画的に改造工事を行っていく必要があります。工事を進めるに当たっては、全ての児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう配慮することが求められます。

また、近年の気候変動に伴う夏場の熱中症対策として、普通教室には全てエアコンが設置されているものの、特別教室へのエアコン設置は一部に留まっており、今後、他の特別教室にも順次整備していく必要があります。

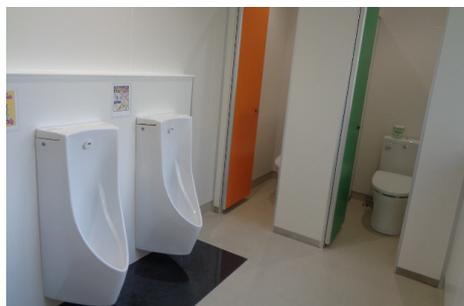
学校プールについては、小学校19校全てに設置されていますが、昭和40～50(1965～1975)年代に設置したものもあり、老朽化が進んでいる状況です。現在は毎年修繕をしながら運用していますが、今後さらに修繕費がかさんでいくことが予想されることから、今後の修繕状況に応じて、代替施設の利用などを検討していく必要があります。

学校給食では、児童生徒の心身の健全な発達と、食に関する正しい理解と判断力を養うことを目的として、市内全小中学校で完全学校給食を実施しています。各地域の実情に応じて、共同調理場方式・自校調理場方式・民間委託方式で、地域ごとに提供しています。

今後も、施設および調理機器の適正な維持管理に努め、安心・安全な学校給食を提供していく必要があります。



▲老朽化した校舎の大規模改造工事



▲改修された児童用トイレ

基本施策

(1) 学校施設の長寿命化の推進

児童生徒が安全な学校施設で安心して学ぶことができる教育環境を整備するため、大規模改造などを計画的に実施し、施設の長寿命化を図ります。

(2) 校舎などのバリアフリー化の推進

大規模改造などに併せ、特別支援教育への対応や災害時の利用などの様々な状況を考慮し、バリアフリー化を推進します。

(3) 学校プールの運用についての検討

今後の修繕状況などに応じて、代替施設として市内の屋内プールの利用を検討していきます。

(4) 学校給食施設の整備

三国学校給食センターについては、令和元（2019）年10月に移転新築工事が完了し、令和2（2020）年4月から提供を開始しました。これに合わせて、給食センター施設からの提供地区の一部を見直し、従来の三国地区の全小中学校のほかに、春江地区・坂井地区の一部の小学校を提供校に加えることとしました。また、民間の知識と技術および豊富な経験を給食の提供に生かすため、調理・洗浄業務を業者に委託しました。

春江坂井学校給食センターについては、施設および調理機器の定期的な保守点検をはじめ、点検整備や修繕による適正な維持管理を行います。

丸岡地区の自校式の小学校については、各校給食室の施設設備および調理機器を有効活用し、必要に応じて補修を行いながら今後のあり方を検討します。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|--------------|---|
| 学校施設の長寿命化の推進 | 老朽化が進んでいる学校に対して、外壁塗装や内装、屋上防水、電気・水道・機械設備などのリフレッシュ（改造）工事を計画的に実施します。 |
| 学校給食施設の維持・整備 | 各施設・設備の維持管理をしながら、必要に応じて補修を行い、安心・安全な学校給食を提供します。 |

3 青少年の健全育成

3-1 次代を担う青少年の健全育成

現況と課題

近年、街頭で問題行動を起こす事案は減少していますが、スマートフォンをはじめとする情報端末機の普及で、青少年の心と行動が見えづらくなってきていると言われています。特にSNS等のネット上でのトラブルが懸念されることから、今後はこのような実態に応じた指導や保護者への対応など、社会全体で青少年の成長を支え、育てる取り組みが求められています。

本市では、各地区で連携した見守り活動や青少年育成に関わる啓発事業を推進していますが、見守り活動では、青少年育成坂井市民会議の会員の減少・高齢化により、活動の見直しや新規参加者の確保が課題となっています。

また、自分が住む地域を理解し誇りに思うことは、社会性を育み、より良い社会を築くための担い手づくりにつながることから、本市では子ども会活動を通して、地域の人々と交流する機会や学校では経験できない幅広い体験の場を創出しています。また、中高生で構成するジュニアリーダーズクラブの参画を得ながら、子どもたちがより参加しやすい活動を推進しています。他にも、自然体験活動を通して、仲間とのコミュニケーションの中で協力する大切さを学ぶ「わんぱく少年団^{*1}」や、小学生がコミュニティセンターなどに宿泊し学校へ通学する「合宿通学^{*2}」を行っています。いずれの活動も、今後も地域・学校・各種団体との連携を密にし、地域全体で青少年育成について課題を共有し、持続して活動ができる体制づくりが大切です。

本市では、国際交流事業として平成3(1991)年から継続して英国・ウェールズとの派遣・招へい事業を実施しています。派遣事業では、事前研修として個人の英語力を磨き、日本文化を紹介するグループワークを通じて、国際力ある豊かな人間性の向上を図っています。しかし、新型コロナウイルス感染症などの国際情勢により英国との直接的な往来ができない場合もあることから、インターネットなどを介したりリモート交流も想定する必要があります。また、派遣・招へい事業とは別に、中学生を対象にALTの協力を得ながらの英語研修会も実施しており、楽しく学びながら英語力の向上を図っています。

国内交流事業としては、姉妹都市である延岡市と1年ごとに派遣・招へいによるジュニア交流会を実施しています。丸岡城をゆかりとした歴史・文化の学び合いを通じ、自分の住む地域の良さを再認識する機会となっています。近年は本市を紹介するビデオを参加者で制作するなど、活動の幅を広げています。

※1 わんぱく少年団

自然の中で行う様々な体験活動を通じ、「自分から発信できる力」「他人とのかかわり方」を習得し、健やかな心身を育成することを目的とする少年団。

※2 合宿通学

子どもたちが家庭を離れてコミュニティセンターなどの公共施設に2・3泊し、身の回りのことは全て自分で行いながら通学する。この体験により、日常生活での家族の苦労や愛情の深さに気づき、感謝する気持ちを育てるとともに、子と親の双方が家庭や家族の大切さを再認識する機会となる。

基本施策**(1) 青少年の見守り活動・非行防止活動の充実**

地域・関係機関・愛護センター・行政が連携を密にし、青少年の見守り活動・非行防止活動を充実します。

(2) 市民主導による青少年健全育成の推進

市民が主体となった青少年の健全育成を推進するため、青少年育成坂井市民会議等市民団体の活動を支援し、活動への参加者増を図ります。

(3) ふるさとへの愛着心を育む特色ある活動の展開

子ども会活動をはじめ、わんぱく少年団や合宿通学を実施し、ふるさとへの愛着心を育てます。

(4) 国際交流の推進

市中学生の海外派遣、英国青少年の本市招へいや交流イベントを通して、国際力のある人材の育成を図ります。

(5) 国内交流の推進

宮崎県延岡市と本市の児童の相互の交流を図り、他県・他地域の理解を深め、郷土愛を醸成します。

基本計画

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|------------------|--|
| 青少年の非行防止・安全対策 | <p>愛護センターが委嘱する補導員が市内全域の巡回補導や愛の一声運動を実施し、青少年非行の早期発見、防止に取り組みます。また、専任補導員が青色回転灯装着巡回車による不審者発生の未然防止に努め、交通指導・危険な遊びなどの注意を呼びかける見守り活動を実施します。</p> <p>SNSなどによるネットトラブル防止を図るため、研修会を実施します。</p> |
| 青少年の非行防止に関する相談業務 | <p>愛護センターによるカウンセリングで、小・中・高等学校の児童、生徒とその保護者や教師などの悩み相談に取り組みます。</p> |
| 青少年健全育成の啓発活動 | <p>委嘱補導員を対象に、非行防止と健全育成のあり方などに関する研修会の開催、街頭でのチラシ配布やのぼり旗の設置などの啓発活動に取り組みます。</p> |
| 青少年健全育成の推進 | <p>令和2(2020)年度に創設した準会員制度を活用し、市民が散歩や畑仕事、ジョギングなどにあわせた見守り活動を実施します。また、犬の散歩の場合は犬用ベストも併せて配布します。</p> |
| 体験型活動の推進 | <p>合宿通学では、できるだけ多くの地域での実施を図るため、地域との連携と支援を強化します。また、わんぱく少年団では、令和2(2020)年度に創設した海洋クラブ活動を通じ、自然体験の充実を図ります。</p> |
| 国際・国内交流の推進 | <p>海外での異文化体験や外国青少年との交流、ALTとの英語研修会などを通じて国際力ある人材育成を図ります。また、姉妹都市の宮崎県延岡市との児童交流を継続して実施します。</p> |



▲わんぱく少年団でのどろんこ体験



▲英国ウェールズと市内中学生との交流

1 就学前教育の充実

2 義務教育の充実

3 青少年の健全育成

4 生涯学習の充実と環境整備

5 芸術・文化の振興

6 歴史的資源の継承と活用

7 生涯スポーツのまちづくり

資料編

3-2 子どものための家庭および地域における教育力の向上

現況と課題

家庭での教育は、子どもが基本的な生活習慣、豊かな情操、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を果たします。近年、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、家庭教育支援の必要性が一層高まっています。

本市では、元教師や元保育士で構成する「坂井市家庭教育支援チーム」の支援員が家庭教育力の向上のため、市内小学校での子ども相談室や、就学時健康診断時等での保護者相談会、広報誌発行などの活動を続けています。令和元年度にはこれまでの活動が高く評価され、文部科学大臣表彰を受賞しました。今後も支援員の相談対応のスキルアップを図りながら、従来の活動を基礎として、さらに支援体制を充実させ、継続していくことが大切です。

また、放課後の安心で安全な子どもの居場所づくりとして、市内のコミュニティセンター25カ所で「放課後子ども教室」を、学校や児童館などで「放課後児童クラブ（学童保育）」を開設しています。子育て支援に対するニーズが年々高まっている今日、児童クラブと子ども教室の連携や、地域を越えた子ども教室の効率的な運営が必要となっています。



▲家庭教育に関する広報誌「ほやほや」



▲放課後子ども教室の様子

基本計画

基本施策

(1) 心の教育の推進

青少年育成坂井市民会議などの関係機関と連携し、「人を思いやる心」「感謝の心」など、豊かな人間性を培う心の教育を推進します。

(2) 地域ぐるみの家庭教育支援

学校・地域・行政が連携して、悩みを抱く子どもと保護者の相談体制を強化し、家庭教育力の向上に努めます。

(3) 放課後の安全な子どもの居場所づくり

放課後や週末に地域の参画を得てコミュニティセンターなどを利用し、子どもの安全な居場所を確保します。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-----------|--|
| 心の教育推進事業 | 心の教育講演会など様々な機会を利用し、学校・地域・関係団体と連携・協力しながら心の教育を推進します。 |
| 家庭教育支援の推進 | 子どものささいな変化を見逃さないよう相談活動を続け、悩みのある保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。 |
| 放課後子ども教室 | 市内のコミュニティセンターなどで地域の参加を得て、地域の実情や特性を生かしたメニューを作成し、子どもたちが安全に活動できる場所を提供します。 |

4 生涯学習の充実

4-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進

現況と課題

市民が健康で豊かな生活を送るためには、趣味や教養をはじめ生活に必要な知識の習得など、生涯において学習意欲を持ち続けることが大切です。加えて、人生 100 年時代を迎える中、若者から高齢者まで生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。

生涯学習活動を通して仲間が増え、グループ活動が生まれることにより、コミュニティの形成に寄与するだけでなく、まちづくり活動へと発展することへの期待も高まります。そのため、市民個々の学びで得た知識や経験をまちづくり活動などに還元できる仕組みづくりも必要となっています。

生涯学習の役割を担うコミュニティセンターは、サークルや自主講座の活動の場であるとともに、市民のニーズに対応した講座も開催しています。今後も、コミュニティセンターを拠点に、市民個々の学習ニーズを把握しながら学習機会を提供していくことが大切です。



▲市民協働の学び舎「まちづくりカレッジ」



▲坂井市成人大学での講義の様子

基本計画

基本施策

(1) 社会教育と地域づくり活動の一体的な推進

一人一人が自己の教養を深め自己実現が図れるよう、生涯学習の充実に取り組み、誰もが豊かな人生を送ることができる社会づくりを推進します。地域やNPO法人、ボランティア団体、大学などと連携を図り、よりよい生活や地域を創る学習活動を推進します。

また、子どもと大人が触れ合う講座の実施など、世代を越えた交流を促進し、子どもたちの共生する力を育みます。

(2) コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり

コミュニティセンター内に整備したカフェなど、憩いのスペースを活用し、様々なアプローチからまちづくりにつながる講座などを実施し、学習と交流の場を提供しながらコミュニティの形成につなげます。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|------------------------------|--|
| 学習ニーズに即したコミュニティセンター講座の実施 | 学習ニーズに即した講座を企画・運営することで、まちづくりと社会教育を一体的に推進します。講座内容を定期的に見直し、地域性・課題性・教養性・外部連携を意識した企画運営を行います。 |
| 社会教育指導員とコミュニティセンター講座などの連携・共催 | 社会教育指導員による、学校・子ども・地域との接点を生かし、講座と連携・共催することで三者をつなぐ効果的な事業を推進します。 |
| 成人大学などによる生涯学習の推進 | 若者から高齢者まで学習機会を提供するため、日常生活に役立つ知識など関心の高い分野について、成人大学などの講義を開催します。 |

4-2 魅力と活力ある地域づくりの推進

現況と課題

本市では、コミュニティセンターを地域の中の最も身近な学習の場として、また、まちづくりを実践する活動の場として位置づけています。

市民と行政によるパートナーシップの関係性を強めながら協働のまちづくりを推進する中で、コミュニティセンターを拠点として、防災・福祉・環境など様々な分野における地域課題の解決に向けた地域住民の自主的・自立的な活動が行われています。

今後も魅力と活力ある地域づくりを推進するため、地域住民や団体と行政がお互いの責任と役割、持ち味を生かしながら、より一層連携・協力を深め、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

基本施策

(1) 地域学習の推進

地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの役割をより一層充実し、地域における様々な問題の解決につながるような学習や研修の機会を提供します。

(2) 地域づくり活動への支援

コミュニティセンターを拠点に、まちづくり協議会をはじめ区長会や各種ボランティア団体、社会教育団体と協力し合えるよう、地域づくり活動を支援します。人と人が交流し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える快適な空間の創出に努めます。

(3) 地域人材の育成・活用

社会教育や文化、スポーツなど、様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人材の発掘・育成に努め、まちづくり活動の中で積極的に活用します。

(4) 地域資源の活用・伝統文化の継承

地域にある伝統行事・風習・有形無形の文化財などの地域資源を掘り起こすとともに、こうした貴重な資源をまちづくりの活動に積極的に取り入れながら地域の伝統文化を継承します。

基本計画

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-------------|--|
| 地域学習の推進 | 地域の特色を生かした学級や講座を開催し、地域課題の解決につながるような学習機会を提供します。 |
| 地域づくり活動への支援 | まちづくり協議会をはじめ、地域の団体と連携しながら進める地域づくり活動を支援します。 |
| 地域人材の活用 | 地域に潜在している様々な分野で専門的な知識や技術を持つ人の活用に努め、人と人との交流・連携を図ります。 |
| 地域資源の活用 | 地域の特色ある自然や文化など、地域の資源を生かした地域づくりを推進し、シビックプライドの醸成を図ります。 |



▲コミュニティセンターによる歴史講座の様子

1 就学前教育の充実
2 義務教育の充実
3 青少年の健全育成
4 生涯学習の充実と環境整備
5 芸術・文化の振興
6 歴史的資源の継承と活用
7 生涯スポーツのまちづくり
資料編

4-3 図書館運営の充実

現況と課題

本市では、三国・丸岡・春江・坂井の4つの図書館でサービスを実施しています。地域に根ざした図書館として利用者に様々な情報を提供するとともに、図書や雑誌などの資料の効率的な収集、提供に努めています。

4館どこでも貸出・返却ができるよう、共通の図書利用カードを使用し、回送便が図書館間を運行しています。また、ホームページから蔵書検索や予約が可能です。館内では、図書館資料とインターネット情報を活用した調べ物や学習ができるように、Wi-Fi環境が整備されています。

読書普及事業として、毎週土曜日に「おはなし会」を開催し、館ごとに各種行事の充実に努めるとともに、市内小学校やコミュニティセンターへの配本を実施しています。また、乳児期からの読書習慣の形成を重点目標に、6カ月児の赤ちゃんとその保護者を対象にブックスタート事業^{※1}を行っています。

図書館全体の利用状況については、来館者数・貸出者数ともわずかに減少傾向にあります。減少の要因には、少子化、人口減少社会であること、生活環境の変化や様々な情報メディアの発達などが背景にあると考えられます。

このような状況の中、生涯学習の拠点として、これまで以上に生活や地域社会に密着した資料や情報を収集し提供することが求められています。また、学校・家庭・地域と連携協力しながら、次代を担う子どもたちに自主的に本に親しむ機会を提供し、子ども読書活動の推進に努める必要があります。

情報化社会の中、情報発信の方法や電子書籍への対応など、次世代型図書館としてのサービスも大きな課題となっています。

本市の図書館は記念文庫や地域資料など、価値のある資料を多く所蔵しています。郷土に誇りを持ってもらうためにも、記念文庫や地域資料を広く市民に開放し、より多くの人に活用してもらうようにすることが必要です。

《資料編 P83 4-3 資料「坂井市立図書館の概要」参照》

※1 ブックスタート事業

図書館では5～6カ月児育児相談日に合わせて、赤ちゃんと保護者に対し絵本を楽しむ体験と絵本のプレゼントを実施し、絵本を介して親子がふれあう時間を持つきっかけづくりを行っている。

基本計画

図書館利用状況

| 項目 | 年度 | 三国図書館 | 丸岡図書館 | 春江図書館 | 坂井図書館 | 合計 | 前年度比 |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 蔵書冊数 (冊) | 令和元年度 | 147,396 | 188,675 | 208,851 | 95,740 | 640,662 | 100.8% |
| | 平成30年度 | 146,811 | 188,166 | 207,194 | 93,115 | 635,286 | 100.7% |
| | 平成29年度 | 150,473 | 185,348 | 204,441 | 90,834 | 631,096 | 101.6% |
| | 平成28年度 | 150,177 | 181,461 | 200,261 | 89,352 | 621,251 | 101.8% |
| | 平成27年度 | 148,195 | 179,452 | 197,954 | 84,493 | 610,094 | 101.2% |
| 来館者数 (人) | 令和元年度 | 107,491 | 94,081 | 172,328 | 79,442 | 453,342 | 98.4% |
| | 平成30年度 | 105,554 | 95,601 | 179,269 | 80,114 | 460,538 | 103.7% |
| | 平成29年度 | 103,708 | 93,021 | 169,002 | 78,261 | 443,992 | 90.1% |
| | 平成28年度 | 111,389 | 105,675 | 189,114 | 86,386 | 492,564 | 99.7% |
| | 平成27年度 | 111,114 | 106,537 | 191,881 | 84,726 | 494,258 | 99.5% |
| 登録者数 (人) | 令和元年度 | 9,355 | 11,033 | 19,670 | 5,763 | 45,821 | 104.8% |
| | 平成30年度 | 8,971 | 10,516 | 18,754 | 5,489 | 43,730 | 105.8% |
| | 平成29年度 | 8,497 | 9,976 | 17,715 | 5,153 | 41,341 | 105.5% |
| | 平成28年度 | 8,074 | 9,495 | 16,763 | 4,839 | 39,171 | 107.0% |
| | 平成27年度 | 7,636 | 8,875 | 15,607 | 4,510 | 36,628 | 108.6% |
| 貸出者数 (人) | 令和元年度 | 44,148 | 40,501 | 82,042 | 40,985 | 207,676 | 99.8% |
| | 平成30年度 | 45,377 | 40,598 | 81,727 | 40,363 | 208,065 | 107.6% |
| | 平成29年度 | 42,914 | 38,049 | 75,296 | 37,085 | 193,344 | 92.9% |
| | 平成28年度 | 45,228 | 42,109 | 80,494 | 40,351 | 208,182 | 97.8% |
| | 平成27年度 | 48,792 | 42,399 | 80,494 | 41,076 | 212,761 | 102.0% |
| 貸出冊数 (冊) | 令和元年度 | 172,809 | 171,806 | 311,626 | 207,815 | 864,056 | 100.5% |
| | 平成30年度 | 173,182 | 172,972 | 311,421 | 202,608 | 860,183 | 107.8% |
| | 平成29年度 | 162,014 | 162,061 | 289,921 | 184,146 | 798,142 | 95.5% |
| | 平成28年度 | 169,375 | 171,797 | 301,064 | 193,730 | 835,966 | 99.6% |
| | 平成27年度 | 180,089 | 169,467 | 295,641 | 194,233 | 839,430 | 101.1% |

基本施策

(1) 多様な資料の提供を基本としたサービスの充実

市民の暮らしや仕事などに役立つ情報や資料の的確な収集、整備と保存に努めます。また、市内4館のネットワークおよび県内外図書館との相互貸借網を活用し、図書館利用者の学習・研究・調査のために必要な情報や資料を速やかに提供し、地域を支える情報拠点となるよう努めます。さらに、検索や予約など図書館利用における利便性を向上させ、利用者の増加を図ります。

(2) 子どもの読書活動の推進

子どもたちが読書の楽しさを実感し、自主的に本に親しむ環境づくりを目的として策定した「坂井市子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から青少年までの読書普及活動を推進します。特に、ブックスタート事業やおはなし会、各種行事などを通じて、子どもが本と出会う機会をつくります。

(3) 図書館の施設整備

子どもからお年寄りまで本やイベントを通じて、異なる世代が交流できる「地域のサロン」としての施設を目指し、多くの市民にさまざまな目的で利用してもらえるよう努めます。また、快適に「読む」「調べる」「くつろぐ」ことができ、生涯にわたって学習できる場を提供するため、施設の整備に努めます。

(4) 記念文庫などの管理と啓発

地域と深く係わりのある文学者や偉人・歴史・産業などに関する資料の収集・保存を図り、特色ある図書館づくりを目指します。また、ふるさとゆかりの文学者や偉人などを顕彰するため、「^{しの}偲ぶつどい」や講演会・展示会などを開催し、先人の功績を次世代に引き継ぎます。

基本計画

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|---------------|---|
| 図書館サービスの充実 | <p>資料や情報の的確で効率的な収集・整備・保存・提供に努め、レファレンスサービス※2をさらに充実させます。</p> <p>ホームページの活用を推進し、スマートフォンやパソコンなどからの検索や予約の利便性を高めます。</p> <p>コミュニティセンターへの配本の実施と貸出の周知を行います。</p> |
| 子どもの読書普及活動の推進 | <p>おはなし会や各種行事の開催、ブックスタート事業の実施などを通じて、幼児期から本に親しむ機会を作ります。</p> <p>小学校への配本や、図書館見学の受け入れを実施します。</p> <p>読書普及パンフレットを作成します。</p> |
| 図書館の施設整備 | <p>利便性を考慮した施設の充実を図ります。</p> |
| 記念文庫の管理と啓発 | <p>記念文庫関連資料および地域資料の収集と適正な保存管理に努めます。</p> <p>講演会や展示会を開催し、ふるさとの偉人の業績を顕彰していきます。</p> |



▲おはなし会の様子



▲ブックスタートの様子

※2 レファレンスサービス

利用者の調査・研究を支援するため、図書館が利用者の質問に対して情報を提供したり、情報源をアドバイスしたりすること。

1 就学前教育の充実
2 義務教育の充実
3 青少年の健全育成
4 生涯学習の充実と環境整備
5 芸術・文化の振興
6 歴史的資源の継承と活用
7 生涯スポーツのまちづくり
資料編

5 文化・芸術の振興

5-1 文化芸術活動の支援・育成

現況と課題

文化芸術に親しむことは、豊かな情操と創造性を育み、生きる喜びを見出し、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合える心豊かな社会の形成につながります。

本市では、公益財団法人坂井市文化振興事業団・公益財団法人丸岡文化財団と連携し、多くの市民が文化芸術に触れる機会の提供や、地域の特色を生かした文化芸術活動の支援をしています。また、ONOメモリアルを拠点とした現代美術の発信にも力を入れています。ハートピア春江とみくに未来ホールにおいては、音楽や演劇、落語など、市民に様々なジャンルの舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、市民の文化芸術活動の拠点としても施設の機能を十分に発揮しています。

手紙文化を中心としたまちおこし事業として「一筆啓上賞」や「おもいでカプセル便」、交流促進事業として「まるおか子供歌舞伎」「日本一短い手紙とかまぼこ板の絵のコラボ展」などの事業を展開しており、積極的に全国に向けて発信するとともに、一筆啓上日本一短い手紙の館とその周辺施設との地域独自の文化の創出を図っています。

坂井市文化協会では「総合美術展」や「子ども文化祭」、「郷土芸能祭」、「市民文化祭」などの事業を実施し、市民が様々な文化芸術に触れ親しむ活動に取り組んでいますが、人口減少や少子高齢化が進行する中、後継者の育成が課題となっています。

ほかに、児童生徒に対して質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、文化庁の巡回公演事業を実施しています。今後は、子どもたちの豊かな創造力や思考力を養い、将来の芸術家や観客層を育成する事業の展開も必要です。

ONOメモリアルでは、世界的な現代美術作家・小野忠弘^{※1}の作品を公開していますが、今後より一層積極的な周知活動を行い、認知度を高めていく必要があります。また、芸術分野で活躍する若者を輩出するためには、現在開催している北陸三県高校生現代アートビエンナーレ^{※2}について、事業内容を充実させながら今後も継続して開催していくことが大切です。

今後、地域や世代の特色に応じた文化芸術の発展が図られるよう、文化芸術振興の方向性を探り、新たな文化を創造していくために、市民・行政・関係機関が連携を強化し、文化芸術振興を支えていくことが求められています。

※1 小野忠弘

生涯のほとんどを三国で過ごした世界的な現代美術作家。三国高校の美術教師として若者の育成活動に情熱を注ぎ、多くの芸術家を輩出した。また、自宅(現・ONOメモリアル旧宅部分)を拠点に精力的な創作活動を行い、ジャンク・アート(廃品を用いた芸術)を中心に多くの作品を残した。

1 就学前教育の充実

2 義務教育の充実

3 青少年の健全育成

4 生涯学習の充実と環境整備

5 芸術・文化の振興

6 歴史的資源の継承と活用

7 生涯スポーツのまちづくり

資料編

基本計画

※2 北陸三県高校生アートビエンナーレ

北陸三県（福井・石川・富山）の高校生を対象とした2年に1度の美術展。市内の歴史的景観の中で高校生が現代アート作品を制作するもので、一流のアーティストにより審査が行われる。

基本施策

(1) 文化芸術活動への支援

市民の自主的な文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動を行う団体などを支援します。

(2) 文化芸術活動発表の場の提供

文化イベントの開催や文化芸術活動の発表の場を提供し、発表に向けて向上心を持って取り組み、発表を通して達成感が持てるよう支援します。

(3) 芸術鑑賞の機会の充実

多くの市民が優れた芸術に触れることができるよう、鑑賞の機会の充実を図ります。特に、子どもの豊かな心や感性や創造性を育むため、子どもたちが身近な場所で芸術に触れることができる機会を充実します。

(4) 文化芸術を担う人材の育成・支援

文化芸術活動への参加を促す機会を創出するとともに、文化芸術活動団体などと連携しながら、本市の文化芸術を担う人材を育成・支援します。

(5) 坂井市文化未来会議の開催

坂井市文化未来会議を開催し、文化振興に対する市民の創意ある意見を求め、坂井市の文化未来図を模索していきます。

(6) 文化芸術活動発表の場の提供

文化施設の適切な維持管理を行うとともに、市民の文化芸術活動の振興と文化的資質の向上を図ります。

各施設とその周辺の文化的財産を連携・活用し、市民文化の創造と活性化を図ります。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-----------------|---|
| 文化芸術活動の支援 | 市民の自主的な文化芸術活動を振興するため、文化協会をはじめとする文化団体などを支援します。 |
| 市民文化祭事業 | 文化芸術活動や創造活動の発表など、地域の個性を活かした文化を育んでいくための中核的な事業として市民文化祭を充実します。 |
| 芸術鑑賞機会の充実 | 文化ホールにおけるクラシック音楽など各種音楽や演劇、ミュージカル、落語などの市民に親しまれる公演のほか、児童生徒を対象に優れた芸術を鑑賞する機会を拡充します。また、ONOメモリアルを拠点とし、市民のアートに関する感性と創作意欲の向上を目指します。 |
| 文化芸術を担う人材の育成・支援 | 市民を対象とした自主的な舞台芸術の企画・運営をする事業や高校生を対象とした現代美術における事業を実施し、次世代の担い手育成・支援を図ります。 |
| 坂井市文化未来会議の開催 | 坂井市文化未来会議において、幅広く市民の意見を求め、坂井市の歴史・風土などを反映した特色ある文化芸術の発展を図ります。 |
| 文化施設の有効利用 | ハートピア春江、みくに未来ホール、一筆啓上手紙の館、ONOメモリアルなど、それぞれの文化施設において地域文化の特性に沿った様々な企画運営を行い、市民の文化芸術の創造と発展に寄与します。 |

6 歴史的資源の継承と活用

6-1 郷土の歴史を尊重する心の育成

現況と課題

郷土の歴史を尊重する心を育成することは、ふるさとに対する愛着や誇りへとつながります。本市には地域や風土に根ざした貴重な文化財が数多く存在していますが、これらの文化財は先人たちが営んできた歴史の証しであり、地域固有の歴史・文化を物語る遺産であるとともに、地域に誇りと愛着をもたらす精神的なよりどころとなり得るものです。

しかし、少子高齢化に伴い、有形・無形の文化財を保存していく担い手が不足しています。市民が文化財に触れ、文化財について適切な解説や情報を得る機会を通して、文化財を大切にする意識の醸成を図り、文化財保存の担い手を育成していくことが大切です。

丸岡城天守については、平成30(2018)年度までに実施した調査で明らかになったことを広く周知し、文化財としての評価の向上を図ることが必要です。

今後一層、坂井市の貴重な文化財を「かけがえのないふるさとの財産」として保護していくとともに、学校教育や生涯学習の教材として、また観光振興や地域づくりの資源として活用し、ふるさとの歴史に関する理解と地域に根ざした歴史・文化を誇りに思う心を育んでいく必要があります。



▲歴史体験事業



▲丸岡城シンポジウム

基本施策

(1) 歴史体験学習の実施

体験学習や講演会などを通じて、子どもの頃からふるさとの歴史を学ぶ機会を提供します。

(2) 文化財情報の発信

広報やホームページなどを通して、身近な地域の歴史や文化財、歴史資料などの魅力を発信します。また、みくに龍翔館の収蔵資料をはじめ、有形・無形の文化資源などのデジタルアーカイブ*化への検討を進めます。

(3) 丸岡城国宝化推進事業

丸岡城の学術調査の成果を基に、市民と文化財としての価値を共有するとともに、丸岡城天守や周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての評価の向上に取り組みます。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|------------|--|
| 歴史体験学習 | 古代のものづくりを通して、ふるさとの歴史に親しむための体験学習を開催します。 |
| 文化財情報の発信 | 広報や文化財パンフレット・ホームページ・SNSなどで文化財を詳しく紹介するなど、市内外へ発信します。 |
| 丸岡城国宝化推進事業 | 丸岡城の国宝化を推進し、事業で調査・研究した内容については講演会などを通じて公表し、市民の誇りや愛着を醸成していきます。 |

※ デジタルアーカイブ

博物館や図書館などの収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源などをデジタル化して記録保存を行うこと。デジタル化することで、文化資源の公開やネットワークなどを通じた利用も容易となる。

基本計画

6-2 文化財の保存と活用

現況と課題

文化財は一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重なふるさとの財産であり、その保護の徹底が求められています。また、少子高齢化が進むにつれ、文化財の保存と継承、活用の方法が課題となっています。

本市には数多くの国・県・市指定文化財がありますが、文化財は調査・研究することによりその価値が明らかになり、生涯学習などに活用できるようになります。そのためには、文化財専門職員の学芸員を中心に調査・研究を進め、文化財を活用するための基礎的情報の蓄積を図っていく必要があります。併せて、調査成果を広く市民に知らせるために、文化財保護審議会委員、専門職員が市の歴史についての研究成果を報告できる場を設けたり、刊行物を発刊したりすることが大切です。

また、六呂瀬山古墳群や丸岡城など遺跡の調査整備を進める上での出土品や、開発事業に伴う発掘調査による出土品などを適切に保存し、活用することも重要です。丸岡城天守についても、これまでの調査で明らかになったことを広く周知し、文化財としての価値の確立を図ることが必要です。

みくに龍翔館は令和5（2023）年春のオープンを目指し、全館リニューアル改修工事を行います。リニューアル後の展示については、固定化せずいつも新鮮な常設展示になり得るよう、研究成果を踏まえた刷新とともに、2万点を超える収蔵資料の保存と活用に努めることも必要です。

指定文化財の状況（令和3年3月1日現在）

| 区分 | 国 | | 県指定 | 市 | | 合計 |
|----------|----|----|-----|----|----|-----|
| | 指定 | 登録 | | 指定 | 登録 | |
| 国宝 | 1 | | | | | 1 |
| 重要文化財 | 9 | | | | | 9 |
| 有形文化財 | | 12 | 20 | 34 | 3 | 69 |
| 有形民俗文化財 | | | | 1 | | 1 |
| 無形民俗文化財 | | | 6 | 6 | | 12 |
| 史跡 | 2 | | 3 | 12 | 3 | 20 |
| 名勝・天然記念物 | 3 | 1 | 3 | 3 | | 13 |
| 合計 | 15 | 13 | 32 | 59 | 6 | 125 |

※名勝・天然記念物の件数は、天然記念物（動物）を除いた件数

【日本遺産認定】

ストーリー：荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～

江戸時代、北海道・東北・北陸と西日本を結んだ商船である北前船の寄港地・船主集落にまつわる
壮大な世界

基本施策

(1) 文化財保存活用地域計画^{※1}の策定と計画に基づく取り組み

文化財保護のマスタープランとして坂井市文化財保存活用地域計画を策定し、文化財の保存・継承・活用に取り組みます。

(2) 指定文化財の保存・活用

文化財を文化財マップやインターネットで市民に周知することにより学ぶ場を提供し、市民が文化財の価値を認識することで文化財の保存と活用につなげます。また、無形民俗文化財については伝承していくことが重要であるため、市民への公開や後世に伝えていく活動を支援します。

(3) 歴史資料の保護・調査・研究

個人が所有する歴史資料については、個人の所有権を尊重しつつ、その所在および保存の現状を把握するとともにその散逸を防ぎます。

歴史資料の調査・研究を専門職員が行っていくことで、その資料的価値を明らかにし、生涯学習などに活用していくための基礎的情報を蓄積します。

(4) 六呂瀬山古墳群史跡公園の整備

北陸最大規模の前方後円墳を有する史跡六呂瀬山古墳群を、優れた自然景観との調和を図りながら保存整備し、地域の歴史や文化を学び親しまれる史跡公園としての整備を目指します。

(5) 埋蔵文化財の保護・発掘・調査・研究

〔周知の埋蔵文化財包蔵地^{※2}〕内に存在する文化財の周知徹底に、なお一層努めます。発掘調査により明らかになった埋蔵文化財の調査成果について、専門職員による報告書などの作成・発行を行うことで、常に新しい情報を市内外に発信します。

(6) 埋蔵文化財の保存整理と公開活用の施設整備

丸岡城跡や六呂瀬山古墳群をはじめ、埋蔵文化財の保存や出土品等の保存整理と公開活用に必要な施設整備などについて検討します。

基本計画

(7) 観光地に立地するみくに龍翔館の再整備と活動の充実

みくに龍翔館の2万点を超える収蔵資料の保存と活用に努めながら、館報などの刊行物の発行や、収蔵資料のデジタルアーカイブ化など、坂井市の歴史文化遺産に関する資料を収集・保存・調査研究・展示活用する博物館機能を強化するとともに、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大を図る拠点となるよう取り組みます。

また、地域や学校向け利用プログラムの充実など、教育機関や地域社会と連携したふるさとの歴史や魅力について学ぶ機会を提供し、郷土への誇りと愛着を育成できるような博物館を目指します。

歴史資料の調査・研究を専門職員が行っていくことで、その資料的価値を明らかにし、生涯学習などに活用していくための基礎的情報を蓄積します。



▲地域計画ワークショップ



▲六呂瀬山古墳群の発掘調査

※1 文化財保存活用地域計画

本市が目指す将来的なビジョンや中長期的に取り組む事業等を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランのこと。この計画を通して、本市の歴史文化の特徴や重要性を共有し、文化財を適切な保存・活用することで次世代への継承を目指す。

※2 周知の埋蔵文化財法包蔵地（文化財保護法第93条）

地中に埋蔵された状態で発見される文化財を包むことを地域社会に認識されている土地または範囲のこと。埋蔵文化財とは、石器・土器などの遺物や貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋まっている状態または地中から発見された文化財のこと。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|---------------------------|--|
| 文化財保存活用地域計画の策定と計画に基づく取り組み | 文化財保護のマスタープランとして、坂井市文化財保存活用地域計画を策定し、文化財の保存・継承・活用に取り組みます。 |
| 指定文化財の保存と活用 | 指定文化財を保護し、活用する活動や無形民俗文化財を保存伝承する活動を支援します。 |
| 六呂瀬山古墳群史跡整備事業 | 六呂瀬山古墳群の史跡整備を行い、六呂瀬山古墳群を中心とした地域の歴史や文化について学べる史跡公園の整備を目指します。 |
| 埋蔵文化財の保存整理と公開活用の施設整備 | 埋蔵文化財の保存や出土品などの保存整理と公開活用に必要な施設整備などについて検討します。 |
| 丸岡城の保存と活用 | 丸岡城の学術調査の成果を発信して文化財的評価の向上に努めるとともに、耐震対策の実施や保存活用計画策定を通じて丸岡城の保護と活用に取り組みます。 |
| みくに龍翔館の再整備と博物館活動の充実 | 令和5(2023)年春のオープンを目指し、みくに龍翔館の全館リニューアル改修工事を行います。リニューアル後は、市の博物館として学校・地域・観光と連携して博物館機能の充実を図ります。 |

1 就学前教育の
充実2 義務教育の
充実3 青少年の
健全育成4 生涯学習の
充実と環境整備5 芸術・文化の
振興6 歴史的資源の
継承と活用7 生涯スポーツの
まちづくり

資料編

基本計画

7 生涯スポーツのまちづくり

7-1 市民参加型生涯スポーツの推進

現況と課題

生涯スポーツの推進には、誰もが気軽に参加でき、継続して取り組むことができるスポーツ活動の機会を提供することが必要です。

本市では、坂井市スポーツ協会などと連携して、古城マラソン大会や市民スポーツ祭、ハピネスフェスティバル※¹、各種スポーツ教室などを開催し、多くの市民がスポーツにふれあう機会を提供しています。また、市スポーツ推進委員会では種目協会などと連携し、ニュースポーツ※²の普及やSNSを活用した情報発信を行うなど、市民にスポーツの楽しさを伝えています。

平成30(2018)年の「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」の開催を機に市民の中でスポーツに対する機運が高まる中、国体で培った経験・人材・ノウハウをレガシーとして継承していくことも大切です。

スポーツ少年団活動は、近年加入率が低下傾向にあるものの、児童期におけるスポーツをする喜びを体現し、自発的な運動やチームワークの醸成等を通じて、子どもの成長に大きな役割を果たしているため、今後も指導者の養成など継続した活動支援が求められています。



▲古城マラソン大会に参加する大勢の市民



▲ニュースポーツ体験会

※1 ハピネスフェスティバル

第73回福井国体(2巡目国体)の開催で培った経験・人材・ノウハウを遺産(レガシー)として継承するため、令和元(2019)年から毎年、国体を開催した時期(9~10月)に各種のスポーツ教室や健康づくり教室を開催している。

※2 ニュースポーツ

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。市スポーツ推進委員会では、ドッチビーやフレッシュテニス、ファミリーバドミントン、スティックリングなどを推進している。

基本施策

(1) 市民との協働によるスポーツイベントの開催

市民が参画する実行委員会などを主体とした大会運営や、イベント開催後にアンケート調査を実施し市民の意見を事業内容に反映するなど、市と市民との協働によるイベントを開催します。

(2) 福井国体のレガシー継承

福井国体で本市が実施したサッカー競技とバレーボール競技をはじめ、各種オープン競技の体験型スポーツイベントを市スポーツ協会との共催で開催します。

(3) 誰もが参加できるスポーツ教室の開催

市スポーツ協会や市福祉部局等と連携し、誰もが参加しやすく継続性をもって生きがいや健康づくりに取り組むことができるスポーツ教室などを開催します。

(4) ニュースポーツの普及推進

市スポーツ推進委員が教室や出前講座を開催し、ニュースポーツの普及を図ります。また、新たなコミュニティの創出や施設の有効活用の観点から、スケートボードやボルダリングなどの若者を魅了するスポーツやeスポーツ※³など、新たなスポーツ活動への支援を検討します。

(5) スポーツ少年団活動の支援

子どもたちがスポーツに興味を持ち、スポーツが楽しいと思えるような体験型のイベントを開催し、スポーツ少年団への入団を促します。また、子どもの成長にあわせた指導や活動内容となるよう、活動時間の制限などのルールを徹底するとともに指導者研修会を開催するなど、活動の支援を行います。

※3 eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略称。広義には電子機器を用いて行う娯楽・競技・スポーツ全般を表す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技としてとらえる際の名称。

基本計画

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|------------------------------|--|
| 市民との協働による スポーツイベントの 開催 | 多くの市民が参加し、障がい者・健常者を問わず誰もがスポーツを楽しめるイベントなどを実施します。 |
| 福井国体レガシーの 継承 | ハピネスフェスティバルの開催をはじめ、福井国体のレガシーを継承するスポーツ教室などを継続して開催します。 |
| 誰もが参加できる スポーツ教室の開催 | 市スポーツ協会や種目協会と連携しながら、参加しやすく楽しみながらできるスポーツ教室を開催します。 |
| ニュースポーツの 普及推進 | 市スポーツ推進委員による体験教室などを開催し、ニュースポーツの普及を図ります。また、若者に人気のスポーツやeスポーツなど新たな取り組みを検討します。 |
| スポーツ少年団活動 の支援 | スポーツ少年団の新規加入者を増やすため、積極的な情報発信や体験会などを開催します。また、指導者研修会などを開催し、指導者の養成を図ります。 |



▲体育施設でのスポーツ教室

1 就学前教育の
充実2 義務教育の
充実3 青少年の
健全育成4 生涯学習の
充実と環境整備5 芸術・文化の
振興6 歴史的資源の
継承と活用7 生涯スポーツの
まちづくり

資料編

7-2 トップアスリート・チームの育成と支援

現況と課題

競技スポーツにおける地元選手や地元チームの活躍は、市民に大きな活力と誇りを与え、地域スポーツの振興や活性化にもつながります。

本市では、小学生から高齢者までの多くのスポーツ選手が県大会や北信越大会、さらには全国大会などに出場して優秀な成績を収めています。これは、本人の努力はもちろんのこと、指導者や家族の支援など、活動を支える環境が整って実現することでもあります。

トップアスリートを目指す子どもたちが地元の代表として各種大会に出場し、優秀な成績を収めるためには、経験と熱意を持った指導者を確保し、将来にわたって一貫性のある指導体制を構築していく必要があります。

基本施策

(1) トップアスリート・チーム育成への支援

種目協会等が実施するジュニア世代を対象にした教室などの開催や選手の強化事業による有望選手の発掘、育成プログラムの作成を支援します。

地元選手の育成やレベルアップの目的を含め、県外に住む有力選手の市内への移住に向けた情報発信や住まい、就職などのあっせんを関係部局と連携して進めます。

(2) 市内トップアスリート・チームの盛り上げ

多くの市民が市内トップチームに関心を持ち、応援ができるようチームの活動や試合を周知し、市民の応援活動を支援します。



▲北信越1部リーグで活躍する「坂井フェニックスサッカークラブ」



▲日本女子フットサルリーグで活躍する「福井丸岡RUCK」

基本計画

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|-----------------------------|--|
| <p>トップアスリートの 発掘・育成</p> | <p>種目協会や競技団体などが行う選手育成活動を支援します。 県外の有力選手のUIJターンの促進を、関係部局と連携して推進します。 アスリートが一年を通して練習会場を確保できるよう、市内の体育施設の柔軟な運用を図ります。</p> |
| <p>トップアスリート・ チームの応援</p> | <p>団体やチームの出場する試合を応援する応援活動を支援します。 市内トップチームの出場する試合を多くの市民が応援するような活動についての支援を行います。</p> |



▲市民による地元チームの応援活動



▲陸上協会主催の陸上教室

1 就学前教育の充実
2 義務教育の充実
3 青少年の健全育成
4 生涯学習の充実と環境整備
5 芸術・文化の振興
6 歴史的資源の継承と活用
7 生涯スポーツのまちづくり
資料編

7-3 スポーツツーリズムによる交流人口の拡大

現況と課題

近年、スポーツは市民が活動する生涯スポーツに留まらず、スポーツツーリズムを活かした特色ある施策により、訪日外国人旅行者（インバウンド）効果や地域の活性化など、大きな可能性を秘めています。そのような中、令和4（2022）年にはアジア地域では初となる生涯スポーツの世界最大級の祭典「ワールドマスターズゲームズ^{※1}」が関西地域を中心に開催される予定であり、そのオープン競技として本市ではディスクゴルフ競技が開催されます。これを核としてスポーツツーリズムによるまちづくりにつなげ、国際力と経済力を高める好機としてとらえています。

また、本市は関西圏・中京圏からのアクセスが容易で、三国運動公園をはじめとした複合型の施設が充実していることから、スポーツ合宿の誘致に適しています。交流人口の増加や施設の有効活用と利用率の向上のため、県内外における合宿誘致を積極的に行うことも大切です。

基本施策

（1）国内外を対象としたスポーツイベントの開催

ディスクゴルフやディスクドッチ^{※2}の全国大会や国際大会を継続的に開催し、インバウンドや県内外の来訪者の増加を図り、海外・県外からの参加者と市民との間でスポーツによる交流を創出します。

（2）スポーツ合宿活動の誘致

県内外からのスポーツ合宿活動を積極的に誘致するため、スポーツ協会や観光部局と連携した誘致活動を進めます。

※1 ワールドマスターズゲームズ

世界最大級の生涯スポーツの国際総合競技大会。デンマークのコペンハーゲンに本部を置く「国際マスターズゲームズ協会（IMGA）」が主催し、夏季大会はおおよそ4年ごとに開催される。2021年に第10回大会としてアジア地域では初めて日本の関西地域を中心に開催され、福井県では公式競技として高浜町でライフセービングを、オープン競技として坂井市でディスクゴルフを開催する予定。なお、2021年に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で2022年に延期することとなった。

※2 ディスクドッチ

ウレタンとナイロンでできたディスクを使用して行うドッチボール形式のゲーム。ボールではなく柔らかいディスクを使用するため、腕力や体格の差があまり出ず、年齢性別を問わず一緒に楽しむことができる。

基本計画

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|----------------|--|
| ディスクゴルフ大会の開催 | ディスクゴルフの全国大会や「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」による国際大会を開催します。 |
| ディスクドッジ競技による交流 | 市内小学校において普及が進んでいるディスクドッジ競技の全国大会や国際大会の開催を目指します。 |
| スポーツ合宿誘致活動 | 市スポーツ協会や観光部局と連携し、県内外からのスポーツ合宿を積極的に誘致します。 |



▲海外で盛んな競技「ディスクゴルフ」



▲県外大学生の合宿での体育施設利用

1 就学前教育の充実
2 義務教育の充実
3 青少年の健全育成
4 生涯学習の充実と環境整備
5 芸術・文化の振興
6 歴史的資源の継承と活用
7 生涯スポーツのまちづくり
資料編

7-4 スポーツ施設の充実

現況と課題

本市には75のスポーツ施設があり、そのうち47の施設については、指定管理者制度により市スポーツ協会に運営を委託しています。同協会はスポーツ施設の管理・運営するほか、スポーツ関係の事業を主催し、市民のスポーツ活動を支援しています。

しかし、多くの施設で老朽化が進み、改修や修繕が必要となっているのが現状です。福井国体の開催に合わせて整備した施設の多面的活用と併せて、施設の改修や統廃合に関する長期的な計画を検討する必要があります。



▲福井国体に合わせて整備した人工芝グラウンド



▲老朽化による亀裂や剥離がみられる施設

基本計画

基本施策

(1) 施設マネジメント計画に基づく施設の運営

施設の改修や統廃合に関する長期的な計画「施設マネジメント計画」を策定し、合理的な施設の運営を図ります。また、ネーミングライツや有料広告掲示などにより、施設改修に必要な財源を確保します。

(2) 新たに整備・改修した施設の有効活用

福井国体に合わせて整備・改修した丸岡スポーツランドや三国運動公園人工芝グラウンド、三国体育館、丸岡体育館について多目的な活用方法を検討し、併せて各種目協会との連携によりスポーツ講習会などのソフト事業を充実し、利用率の向上を図ります。

(3) ICTを活用した施設利用者の利便性向上

指定管理者制度で運営を行っている施設について、インターネットを利用した施設予約システムや利用料金の電子決済、施設内Wi-Fi環境の整備など、ICTを活用して利用者の利便性を向上します。

主要施策

| 施策の名称 | 施策の内容 |
|---------------------|--|
| 施設マネジメント計画の策定 | 老朽化した施設・設備の改修や施設の多目的化、統廃合および再整備を段階的に行うための計画を策定します。 |
| 施設の再整備 | マネジメント計画に基づき段階的に施設の再整備を行います。 |
| 施設予約システムの導入などに対する支援 | 施設予約システムの導入などについて検討します。 |